

旧本多邸復元活用事業

旧本多邸の復元・保存と活用について

平成22年8月

岡崎市教育委員会

旧本多邸復元活用事業について

(現況)

岡崎市は平成13年に本多つや子氏(東京都世田谷区)より、昭和初期住宅の建築部材・家具・調度品等一式の寄贈を受けたことから、旧本多邸復元整備事業を具体化するため、平成14年度に調度品や家具等の調査修復事業を開始した。平成19年度には旧本多邸の復元建設地を東公園に選定、平成20年度から建築復元への整備事業を着手し、平成20年度までに用地造成実施設計、地質調査、建築基本・実施設計を完了している。

現在の進捗状況は、平成22年7月末の用地造成工事終了をもって、建築本体の復元工事を着工する。建築・外構工事の完工は平成23年度末を予定しており、その後、展示作業等を経て、平成24年7月頃の開館を目指す。

建築部材等は市内箱柳町の現業事務所倉庫屋内外に保管

(経緯等)

- 平成12年 2月24日 東京世田谷・旧本多邸関係者より市役所へ連絡
- 平成12年 5月19日 所有者本多家から寄付の申出、協議成立
- 平成12年 5月30日～7月12日 家具・調度品・解体部材等の搬入(12回)
- 平成13年 4月17日 寄附受納事務手続完了
- 平成13年11月10日～25日 「セピア色の応接室」展の開催(市郷土館)
- 平成15年 2月14日～3月25日 ステンドガラス調査(玲光社木内スティンドグラス工房)
- 8月26日～平成16年2月26日 ステンドガラス保存修理(＃)
- 平成15年 8月27日～9月30日 家具調査(オリバー)
- 平成16年度～17年度 家具保存修理(＃)
- 平成19年度 復元用地の選定・用地測量 復元用地を東公園に決定
- 平成20年度 用地造成実施設計、地質調査、建築基本・実施設計
 - 9月9日「旧本多邸を考える市民会議」の設置 ワークショップの開催(～8回・平成23年度まで継続)
 - 9月11日「旧本多邸活用検討委員会」の設置 検討委員会(～6回・平成21年度まで)
 - 10月15日～27日 「旧本多邸の魅力展」の開催(図書館・りぶら)
- 平成21年11月9日～22年7月30日 用地造成工事
- 平成22年 8月1日～24年1月31日予定 建築復元工事
- 平成22年 9月1日～23年3月31日予定 外構実施設計
- 平成23年 8月1日～24年3月31日予定 外構工事
- 平成24年 4月～7月頃予定 家具等搬入、展示飾付、オープン

(復元建物の概要)

復元場所	岡崎市欠町字足延 東公園内
規 模	敷地面積(坪) 約 690 坪
	床面積(坪) 1階 96 坪 2階 66 坪 延床面積 162 坪 内復元部分 146 坪 増設部分 16 坪
形 式	洋風
構 造	木造 2 階建て(一部鉄骨)
復元完了日	平成 2 4 年 1 月 3 1 日
設計・監理	協同組合 伝統技法研究会(東京都)
施 工	建築:丸ヨ・サンモク特定建設工事共同企業体 電気:株式会社 永田電機商会 給排水:株式会社 朝倉設備
旧所在地等	旧所在地 東京都世田谷区野沢 3-30-3 当初敷地面積 約 2,000 坪 当初建築 昭和 6~7(1931~1932)年 設計・施工 白鳳社建築工務所(基本設計は本多忠次氏)

旧本多邸の復元・保存と活用について

旧本多邸の復元・保存と活用については、平成20～21年度において、市民参加のワークショップ形式で実施する「旧本多邸を考える市民会議（以下、市民会議）」と、岡崎市が委嘱した学識経験者や研究者、地域住民から構成する「旧本多邸活用検討委員会（以下、検討会議）」の二会議の設置をもって検討が行われた。二会議は、市民会議の意見を検討会議において分析・検討していく形で進められた。8回の市民会議、6回の検討会議の開催は以下のとおりである。

「旧本多邸を考える市民会議」（運営委託 NPO法人 岡崎まち育てセンターりた）

「旧本多邸活用検討委員会」（委員長 飯田喜四郎はじめ12委員）

（会議開催報告）

- 第1回 （市民会議）平成20年9月9日 市役所東庁舎702号室
参加者37人「旧本多邸の活用方法を考えよう」 寄附の経緯、建物の内容、建設地確定、古建築活用の先進的事例までの経緯
（検討会議）平成20年9月11日 市役所西庁舎704号室
委員11人 事業の内容・スケジュールの確認、ワークショップの内容分析・検討、旧本多邸及び近代建築物の活用事例
- 第2回 （市民会議）平成20年10月25日 シビックセンター体育集会室
参加者31人「活用についての夢を語り合おう」 復元について、市内歴史的建築物の関係
（検討会議）平成20年11月4日 東公園 福祉会館視聴覚室
委員11人 建設用地視察、ワークショップの内容分析・検討
「用地造成設計の中間成果」「建築設計の中間成果」「旧本多邸に関する広報活動」
- 第3回 （市民会議）平成21年1月31日 竜美丘会館501号室
参加者69人「岡崎市文化財フォーラム～市内の近代建築と旧本多邸の可能性を探る」 基調講演会 内田青蔵、シンポジウム 市の近代遺産と旧本多邸の可能性を探るパネルディスカッション
- 第4回 （市民会議）平成21年2月21日 りぶら103号室
参加者27人「『こんなことをしたい!』を話し合う」
市内の近代化遺産の活用、旧本多邸の活用・部屋の運用イメージ
（検討会議）平成21年3月6日 東庁舎702号室
委員12人 第3・4回ワークショップの内容分析・検討、用地造

成設計・建築設計について検討・課題整理

- 第5回 (市民会議) 平成21年6月6日 東公園 動物総合センターあにも研修室
参加者30人「建設予定地を歩いて活用イメージを膨らませる」、旧
本多邸内の重視すべき機能や東公園や歴史との連続性、配慮事項の
意見
(検討会議) 平成21年6月29日 福社会館302号室
委員11人 ワークショップの内容分析・検討、最終的な基本設計・
実施設計の確認、家具・調度品の内容確認と活用方法の検討と課題
整理
- 第6回 (市民会議) 平成21年7月26日 現業事務所
参加者32人「旧本多邸の調度品を見に行こう」 旧本多邸の家具
や調度品を視察し、その魅力を広く市民に伝える方法を検討
- 第7回 (市民会議) 平成21年8月8日 名古屋市「先進事例視察」
参加者21人 名古屋市東区文化のみちを視察
- 第8回 (市民会議) 平成21年10月25日 りぶら創作室
参加者25人「旧本多邸の活用方針を決めよう」
市民提案のとりまとめ「家具を大事に使う」「企画の必要性」「利用
登録制度の必要性」「シンボルマーク」を提案
(検討会議) 平成21年11月10日 西庁舎701号室
委員11人 ワークショップ内容分析・検討、市民会議から提案さ
れた活用計画案の検討、検討委員会としての活用計画案の検討
(検討会議) 平成21年12月10日 福社会館視聴覚室
委員12人 検討委員会としての活用計画案の検討
市長への提言内容の検討・確認

(成果品)

- 平成20年度旧本多邸ワークショップ運営業務報告書(りた)
- 平成21年度旧本多邸ワークショップ運営業務報告書(りた)
- 旧本多邸の復元・保存と活用についての提言書(検討委員会)

(方針)

「旧本多邸の復元・保存と活用についての提言書」を骨子とし、旧本多邸の文化財
的価値や文化財保護活動への理解、歴史文化の振興に寄与することを基本前提におき、
方針を以下の「旧本多邸の復元・保存と活用についての方針」のとおりとする。

旧本多邸の復元・保存と活用についての方針

1 復元について

(目的と意義)

旧本多邸は、旧岡崎藩本多家の子孫にあたる本多忠次氏(1896-1999)が、昭和7年(1932)に自邸として竣工した住宅用の建造物である。本格的な洋館を外観として内部に和室を取り込んだその建物は、当時の上流階級層の趣味が反映された昭和初期を代表する洋風住宅様式となっている。また付随して寄贈を受けた調度品や家具等は、旧本多邸の室内装飾に合わせて製作されたもので保存状態も良好であり、その質量はともに高い。建築・意匠・材料・技術手法などの建築分野と家具・調度類やステンドグラス・カーテン、モザイクタイル等のインテリアデザインの分野に到るまで、近代建築・装飾史等の上からみても欠くことのできない学術的価値を持つものである。この建物と家具等がトータルに備わった昭和初期の邸宅を岡崎市が復元し保存し公開していくことは、岡崎市民がその価値を広く認識でき、文化財保護への理解に繋がり、岡崎の歴史文化の振興に大きく寄与できると考える。

旧本多邸は、日本近代建築・住宅史の中に位置づけられる価値、昭和初期の上流階級の生活様式を知ることができる価値、当時の設計思想、建築技術を解明する学術的な価値がある

旧本多邸に付随する調度品や家具類は、昭和初期の装飾工芸様式の先駆をなすものであり、また建築設計図等の関係資料は、近代建築史および住宅史を知る上で、第一級資料となり、研究、保存する価値がある

旧本多邸を公開展示することにより、文化財保護への啓蒙活動を図る

(基本方針)

旧本多邸の建築及び付属する家具や調度類は、文化財的価値が高く、国の登録文化財建造物、或いは指定文化財の認定を受けるに値する価値基準を持つものである。その価値を損なわないために、復元にあたっては、昭和7年の竣工当時の原型を原則とし、整備を行うものとする。従って、公共施設として必要な施設と、バリアフリーの基準を満たすための便所・エレベータ・身障者用スロープの新設以外は行わない。その設置箇所は文化財的価値の低減を最小限にするに留める。それらの改変部分については、原型と混同されないように鉄骨造りとし、識別できる設計とする。また施設の位置づけは、現行の建築基準法に適應する博物館とする。

復元建築の時点は、昭和7年の竣工時とする

復元建築の位置は、東公園とする

復元建築の根拠史料は、解体時に建築調査・測量を行った伝統技法研究会（東京都新宿区北新宿 1-4-9）作成の旧本多邸復元工事設計図とする

復元建築の範囲は、建物全体の復元と屋外の壁泉である

復元建築の材料は、保存部材をできる限り活用する

同種の材料をできる限り使用する

入手困難なものは強度等を考慮の上、意匠的に類似したものを代用する

復元建築で改変する箇所は、法規、安全性、バリアフリー、活用のための最小の改変とする

屋外の壁泉は、縮小化し復元する

復元建築の屋根、壁、床などは保存部材をできる限り活用し、耐震性を高めるため、鉄骨等で補強する

（根拠法令）

建築基準法	博物館による位置づけ
都市公園法	陳列館（博物館）による位置づけ
文化財保護法	復元後、国の登録文化財建造物、指定文化財を目指す
博物館法	博物館法によらない博物館（博物館類似施設）となる

2 保存と活用について

（目的と意義）

旧本多邸は、建築、家具や調度品、歴史資料などの貴重性を考慮し、活用については博物館の用途とし、展示方法は博物館に相応しいものとし、歴史文化の教育普及、文化財保護を意識づけるものとする。

旧本多邸の価値を知るとともに岡崎の歴史文化を学ぶ
良質な歴史資産を市民が知的活用し紹介する

（基本方針）

旧本多邸の外部内部ともに、文化財的価値を損なわないことを基本とするため、その活用については細心の注意を払わなければならない。活用によって文化財の価値が改めて評価され、市民の文化財に対する親しみが増すことを考慮し、旧本多邸は、市民が見守る中、有効に知的活用し、その保存と活用をバランスよく使い分けていくこととする。

「良質な歴史資産を市民が守り上手に活かす」

(活用方法)

旧本多邸の文化的・歴史的価値を岡崎市民に伝えるためには、その魅力を情報発信し、広く周知していかなければならない。また博物館として相応しい使い方をし、市民が岡崎の歴史文化を身近に感じ、文化財保護などの普及に携わることのできる活動を促していく。

「見せる・情報発信する」と「使う・活動を促す」の両立

旧本多邸の文化的・歴史的価値の情報発信と周知

岡崎市には旧本多邸をはじめとした市内の近代化遺産を含む岡崎の歴史を語る上では欠かせない地域の文化財が豊富に点在しているが、細やかな周知がされていない。旧本多邸においては、それらの内容や場所を情報発信・情報交換できるよう来館者や旧本多邸のボランティアや歴史愛好者が交流していく場を設けていく。また、東公園には、旧本多邸と同時代の志賀重昂（1863-1927）、本多光太郎（1870-1954）、岡田撫琴（1873-1940）、藤井達吉（1881-1964）近藤孝太郎（1897-1949）らのモニュメントがあるため、それらと一体に学習できる起点と終点とする場とする。

近代化遺産など地域資産の保存と活用を図る拠点の場

岡崎の歴史文化を発掘し育む場

歴史文化を学び語りあう交流の場

東公園における起点と終点の場

3 公開・展示について

(目的と意義)

旧本多邸を竣工当時に近い状態で建築復元し、付随して寄贈を受けた調度品や家具等を設置した状態で、公開・展示する。来館者は、昭和初期の上流階級層の住宅の生活様式を体現することができ、当時の日本の貴重な西洋風芸術様式の室内装飾や工芸品等の鑑賞ができる。それらの真価を認め味わうことで、市民の文化財保護への意識を高め、歴史文化、芸術全般に対する理解を深めることができると考える。それらを実現達成するために、建物の保存管理の徹底とともに、来館者に対して広く門戸を開放し、楽しみながら学ぶことのできる空間を提供していくこととする。旧本多邸の全体の価値や魅力を伝えるため、上質で分かりやすい展示を行い、丁寧な解説を提示するなど、博物館に相応しい格調高い、新鮮で効果的な展示内容を企画構成し実施していくものとする。

(基本方針)

旧本多邸の展示方針は、以下のとおりである。

旧本多邸に関すること

本多家と岡崎の歴史に関すること

近代を中心とする建築・美術工芸史等に関すること

岡崎の近代化遺産に関すること

文化財や歴史文化全般に関すること

(展示内容と展示活動)

旧本多邸自体、家具や調度品、照明器具、スタンドグラス、壁紙、モザイクタイル等の解説をはじめ、旧家主であった本多忠次氏と本多家に関することなどをキャプションやパネル等で紹介する(常設展示)。また、旧本多邸に関連する近代や昭和初期の住宅史や建築史、装飾工芸史など、旧本多邸に関連することや、岡崎の文化財などを紹介していく機会を設け(企画展示)、岡崎市内の他施設(美術博物館・三河武士のやかた家康館・美術館・図書館交流プラザ等)と連携し、展示活動していくものとする。

(展示資料)

旧本多邸は、建物自体が展示資料であり、室内全体や付随する調度品や家具等が展示資料となり、これが目玉となる。また、旧本多邸のしつらえに必要な資料、旧本多邸関連、岡崎の歴史文化等のテーマ性をもった企画展示も必要なため、それらを所蔵している美術博物館をはじめとする他文化施設担当部所との協議をもって、所蔵資料を借用し、旧本多邸の展示資料とする。

4 部屋の用途について

(内容別部屋割等)

旧本多邸の内部については、各部屋の性格や付随する家具や調度品を含めた常設展示を基本としながらも、企画展示、貸しギャラリー、歴史文化の交流、東公園の起点・終点といった場を設けるため、活用別にした部屋割りをする。

常設・企画展示室 1階 団らん室・食堂・衣装室・湯殿・化粧室・便所

2階 茶室・書斎・寝室・化粧室・浴室

貸しギャラリー等 1階 夫人室・日光室 2階 客間・次の間・控室

歴史文化の交流の場 1階 団らん室・食堂・ベランダ

2階 客間・次の間・控室

東公園の起点・終点の場 建物、庭、壁泉

(常設展示室)

常設展示は、旧本多邸の室内と調度品や家具（食器戸棚、テーブルセット、サイドボード・照明器具等）、室内装飾（スタンドグラス、天井飾り、壁紙、タイル等）を含め、部屋全体とそのしつらえを鑑賞できる部屋をさす。

（企画展示室）

常設展示資料とは異なる展示資料を使い、テーマを定めて関係資料を陳列する企画展示をする部屋をさす。

（交流の場）

市民をはじめとする来館者同士が、または旧本多邸のボランティア等と一緒に話し、旧本多邸や東公園に関連する事柄なども含めて岡崎の歴史文化等を語り交流していく場をさす。

（貸しギャラリー等）

貸しギャラリーでは、旧本多邸に相応しい展示資料、展示内容であることを原則として提供していく。貸室的な用途での提供はしない。許認可権限は旧本多邸管理者とする。また、貸しギャラリーとして提供する部屋は和室であるため、展示品は限定されると思われるが、平面作品展示に必要なピクチャーレール設置や壁打ち、部屋のイメージを損なう展示ケース等の設置は不可とする。また、貸しギャラリーの用途のほか対応する部屋は、旧本多邸に相応しい内容や歴史文化に関する講演会・講座・ワークショップなどの催事といった教育普及を目的に行うための場所としても利用していくものとする。

（東公園の起点・終点の場）

東公園は、四季を彩る花の名所であるとともに、園内には、岡崎ゆかりの人物のモニュメントも多くあることから、一年を通して市民の憩いの場となっている。旧本多邸の来館者と、東公園の来訪者にそれぞれの魅力を伝え、一体で学習し、活用できるように旧本多邸を東公園の起点・終点の場とする。

（部屋別用途等）

- 1階 応接室・・・受付・事務所
- 1階 団らん室・食堂・・・常設展示室・交流の場
- 1階 配膳室・・・給水・給湯
- 1階 衣装室・・・常設展示室
- 1階 夫人室（和室）・・・貸しギャラリー

- 1階 日光室・・・貸しギャラリー
- 1階 使用者の間・・・復元記録等を放映するためのビデオコーナー
ベランダ・・・交流の場
- 1階 便所1・・・常設展示室
- 1階 書生室・・・下足置場に改変
- 1階 第1女中室・・・エレベータホールに改変
- 1階 便所2・・・エレベータホールに改変
- 1階 台所・・・水屋用
- 1階 第2女中室・・・控室
- 1階 便所3・・・洗濯など水使用の場
- 1階 洗面所・・・物置など
- 1階 化粧室・・・常設展示室
- 1階 湯殿・・・常設展示室
- 1階 暖房・洗濯室・・・倉庫
- 2階 客間(和室)・・・交流の場、講座室、貸しギャラリー
- 2階 次の間(和室)・・・交流の場、講座室、貸しギャラリー
- 2階 控室(和室)・・・交流の場、講座室、貸しギャラリー
- 2階 縁側・・・和室3室と一体的利用
- 2階 お茶室・・・常設展示室
- 2階 書斎・・・常設展示室・企画展示室
- 2階 寝室・・・常設展示室・企画展示室
- 2階 納戸・・・収納場所
- 2階 便所4・・・来館者用便所に改変
- 2階 化粧室・・・常設展示室
- 2階 浴室・・・常設展示室

(家具等の取り扱い)

家具や調度品等は、部屋ごとに原物を設置し、来館者の使用可としていくが、来館者のマナー等の事情により、使用を不可とする場合がある。

(喫茶室の設置)

開館当初は、邸内の常設展示を中心に「見る」ことを重点においた活用をするため、喫茶については湯茶等の提供とし、喫茶室のあり方や手法は、家具等の使用や市民の要望も踏まえて、検討していくものとする。

(その他)

上記に記されない事項や、疑義を生じた場合については、関係部所等と協議し、決定していくものとする。

5 管理・運営方法について

旧本多邸の管理・運営の方法は、平成22～23年度の市民会議のテーマになっている。旧本多邸の価値は、研究者からも高い評価を得ており、活用は博物館的用途の強いものとなるため、旧本多邸自体が核となる常設・企画展示や関連の調査研究、資料の取扱いなども含めて、その専門性をもった学芸員のもとで考証し、実施されることから、市の直営方式案も想定される。

またボランティアガイドなどの旧本多邸を支える人々の確保は必須である。ボランティアガイドについては、ただ単に旧本多邸自体の解説・案内のレベルに留まらず、旧本多邸に関連する分野及び当復元活用事業のプロセス、岡崎の歴史・文化財に関する幅広い知識などを有し、旧本多邸の価値と意義について深く質の高い解説ができることが望まれる。そのために、施設の開館前からスキルアップの講座・教育を実施していくことが必要である。

活用方法・運営方法のスキルアップを目指して施設の開館前から研修・教育を実施し、開館後も継続していくことが必要である。

6 管理者・ボランティア・利用者の位置づけ

- ・施設管理者 施設管理運営の責任者、展示責任者、ボランティアマネジメント等
- ・ボランティア等 市民有志からなり主に施設のソフト面等を支援する。旧本多邸・東公園を含む岡崎の歴史文化全般の知識を有し展示ガイドボランティア等に従事する。
- ・利用者 市民等

7 ボランティア養成講座等の開催

市民会議等の中でも旧本多邸と市民との関わり方について、参加者は高い関心を持った。

旧本多邸の魅力を長年にわたり伝えていくためには、建築(ハード)、展示(ソフト)のみの提供では、その展開はなく、そこに携わる人間(ヒューマン)が備わってこそ、その使命は達成できる。優秀な人材がもっとも重要な鍵となるのである。従って、旧本多邸に対して愛情をもって支えることのできる良質なボランティアの確保は必須であると考えられる。人材養成は、岡崎市民の文化活動を促していくことであり、岡崎の歴

史文化を伝える重要な財産となり得る。

旧本多邸のリピーターを確保するためには、施設管理運営者とボランティアが一体となって、岡崎をはじめとした歴史文化に関わる展示や講座などを企画し、市民に提供していくことで実現できると考える。

今年度は、市民会議のワークショップの開催のほか、旧本多邸の保存活用を担う市民ボランティア等を養成するため、岡崎と旧本多邸に関する歴史文化を知るための講座等を順次開催していくこととする。

平成 22 年度 「おかざきと旧本多邸を知ろう！」教養編

10月～翌3月（6回）

平成 23 年度 「旧本多邸を知ろう！」専門編

4月～翌3月（8回予定）

平成 24 年度以降 随時開催予定

8 市民会議の開催

平成 22 年度 第 9 回 7月24日 2年間のまとめ、活用方針と市民の役割、東京旧安田邸とたてもの応援団の紹介
管理運営を考える

第 2 回 10月2日 管理運営体制を考える

平成 23 年度 2回予定（未定） 管理運営体制を考える

9 その他

旧本多邸の復元・保存と活用について、ここに記されない事項、または疑義を生じた場合については、関係する担当部所等と協議をしながら決定していくこととする。

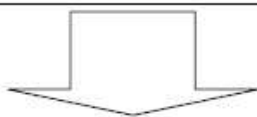
10 添付資料

方針図、旧本多邸部屋別活用計画、旧本多邸内活用図面、旧本多邸パース
旧本多邸建設予定地現況写真

旧本多邸の復元・保存と活用の方針

復元	(目的と意義) ① 文化財的価値のある建築物の保護 ② 復元・公開し、文化財保護の理解を深める
	(基本方針) 竣工当時の原型に近い復元
	(根拠法令) 建築基準法等に基づき、博物館とする

保存と活用	(目的と意義) ① 旧本多邸の価値を知り、岡崎の歴史文化を学ぶ ② 良質な歴史資産を市民が知的活用し紹介する
	(基本方針) 博物館として相応しい活用 ① 「見せる・情報発信する」と「使う・活動を促す」 ② 旧本多邸の文化財的・歴史的価値の情報発信と周知
	(創出する場) 「良質な歴史資産を市民が守り上手に活かす」 ① 近代化遺産など地域資産の保存と活用を図る拠点の場 ② 岡崎の歴史文化活動を発掘し育む場 ③ 歴史文化を学び語り合う交流の場 ④ 東公園における起点・終点の場



公開・展示	① 近代化遺産など地域資産の保存と活用を図る拠点の場 ② 岡崎の歴史文化活動を発掘し育む場	
	展示室	貸しギャラリー・講座室
	1階 団らん室・食堂・衣装室 湯殿・化粧室・便所	1階 夫人室（和室）・日光室
	2階 茶室・書斎・寝室・化粧室 浴室	2階 客間・次の間・控室（和室）
	③ 歴史文化を学び語り合う交流の場 ④ 東公園における起点・終点の場	
	交流の場	東公園の起点・終点の場
	1階 団らん室・食堂・ベランダ 2階 客間・次の間・控室（和室）	建物・庭・壁泉
(基本方針) ① 旧本多邸に関する事 ② 本多家と岡崎の歴史に関する事 ③ 近代を中心とする建築・美術工芸史に関する事 ④ 岡崎の近代化遺産に関する事 ⑤ 文化財や歴史文化全般に関する事		

旧本多邸 部屋別活用計画

階	No.	部屋名称	面積 (㎡)	活用方法			備考
				(市民会議から検討委員会への提示案)	(検討委員会から市への提言)	(本市の方針)	
1階	1	応接室	16.56	受付・事務室(あらかじめ用途決定) ●一般来館者の入室なし			保存家具7点
	2	団らん室	29.95 造付ベンチ除く	交流の場 ※貸室も可	→	常設展示室・交流の場	保存家具15点
	3	食堂	20.49	喫茶室 ※貸室も可	→	常設展示室・交流の場・喫茶室	保存家具14点
	4	配膳室	7.45	[食堂の付属・準備室]	→	[食堂の付属・準備室] ※給水・給湯用	
	5	衣裳室	14.28	常設展示室(この部屋の家具は置かず展示専用とする)	→	常設展示室 ※展示設備を付加	保存家具2点 ※量は後補なので全てフローリング
	6	夫人室	14.90	企画展示・講座室	→	貸しギャラリー	
	7	日光室	13.73				
	8	使者の間	13.25	子どもプレイルーム	→	子ども室(託児機能あり) 復元記録等放映ビデオコーナー	
	9	ベランダ	18.76			交流の場	
	10	便所1	4.34			常設展示室(当初を復元し見学用)	
	11	書生室	7.24			下足置場に改変(あらかじめ用途決定)	
	12	第1女中室	9.38			エレベータホールに改変(あらかじめ用途決定)	
	13	便所2	2.10				
	14	台所	13.25	管理用スペース(あらかじめ用途決定)		●一般来館者の入室なし ※給水・給湯用、作業用、收藏庫	
	15	第2女中室	7.45	管理用スペース(あらかじめ用途決定)		●一般来館者の入室なし ※スタッフ控室	
	16	便所3	3.56	管理用スペース(あらかじめ用途決定)		●一般来館者の入室なし ※洗濯など水使用の場	
	17	洗面所	3.89	管理用スペース(あらかじめ用途決定)		●一般来館者の入室なし ※物置など	
	18	化粧室1	6.21			常設展示室(当初を復元し見学用)	保存家具2点
	19	湯殿	8.28			常設展示室(当初を復元し見学用)	ステンドグラス・浴槽・床モザイクタイルなど見どころ多数
	20	暖房・洗濯室	9.10	管理用スペース(あらかじめ用途決定)		●一般来館者の入室なし ※倉庫・作業・荷物搬入出など	半地下式
2階	21	客間	16.56				
	22	次の間	9.93	貸室(会議・集会用、イベント用)	→	講座室、貸しギャラリー・交流の場	保存家具1点
	23	控室	13.25				
	24	縁側	16.50			[和室と一体利用]	
	25	お茶室	17.66	常設展示室 ※場合により貸室	→	常設展示室	保存家具6点
	26	書斎	20.77	常設展示室 ※場合により貸室	→	常設展示室・企画展示室	保存家具7点
	27	寝室	20.97	常設展示室(この部屋の家具は置かず展示専用とする)	→	常設展示室・企画展示室	保存家具4点
	28	納戸	12.42	管理用スペース(あらかじめ用途決定)		●一般来館者の入室なし ※展示しない家具等の収納場所	
	29	便所4	3.72			来館者用便所に改変(あらかじめ用途決定)	インテリアは当初復元小便器、手洗器設置
	30	化粧室2	6.62			常設展示室(当初を復元し見学用)	
	31	浴室	8.69			常設展示室(当初を復元し見学用)	ステンドグラス・浴槽・床モザイクタイルなど見どころ多数

旧本多邸内活用図面

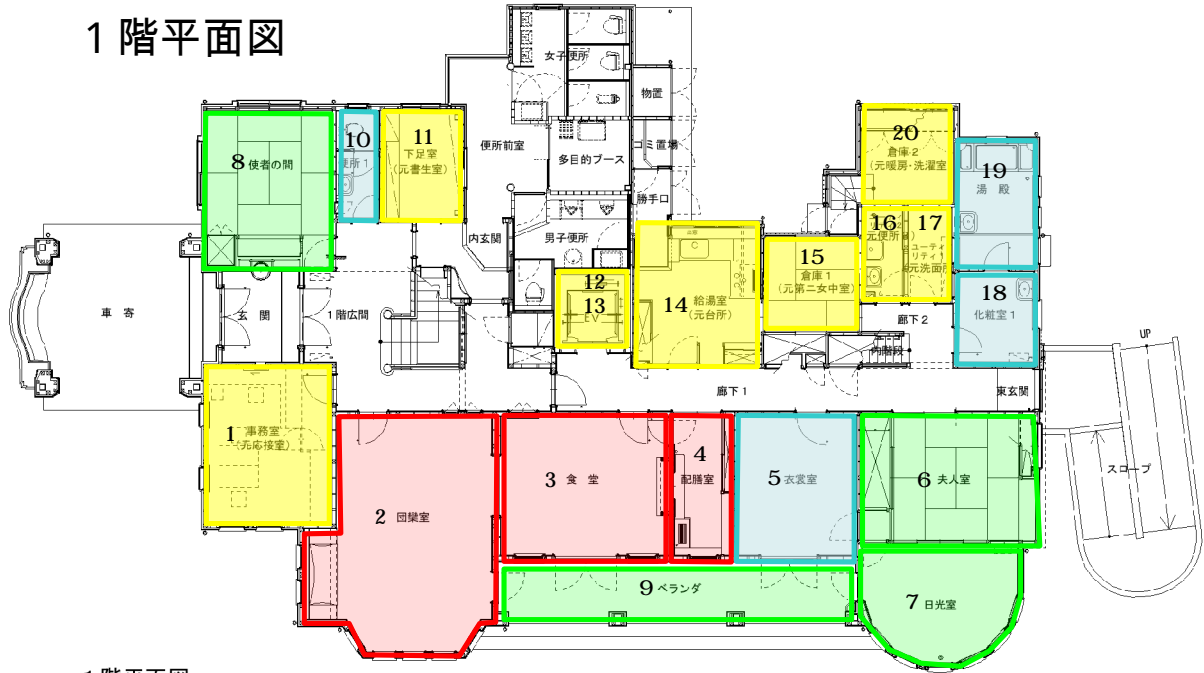
管理用とする部屋

主に「見せる」部屋（常設展示室等）

「見せる」及び「使う」部屋
（常設展示室・交流の場）

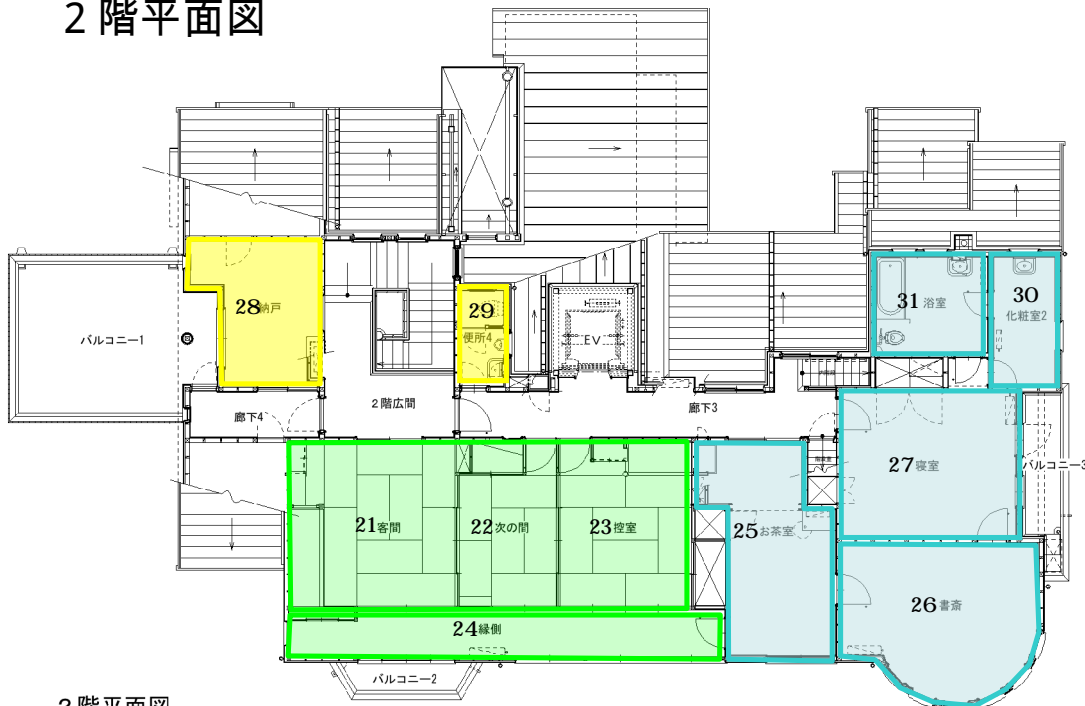
主に「使う」部屋
（貸しギャラリー、講座室、交流の場）

1階平面図



1階平面図

2階平面図



2階平面図



旧本多邸建設予定地現況写真



平成 22 年 8 月 1 日現在